

平成21年7月1日

明石市競争入札等参加資格登録者 各位

明石市財務部契約課

中間前金払制度の導入について

明石市では、最近の厳しい経済状況を踏まえ、建設業者の資金繰りの円滑化を図るため、下記のとおり中間前金払制度を導入いたしますのでお知らせします。

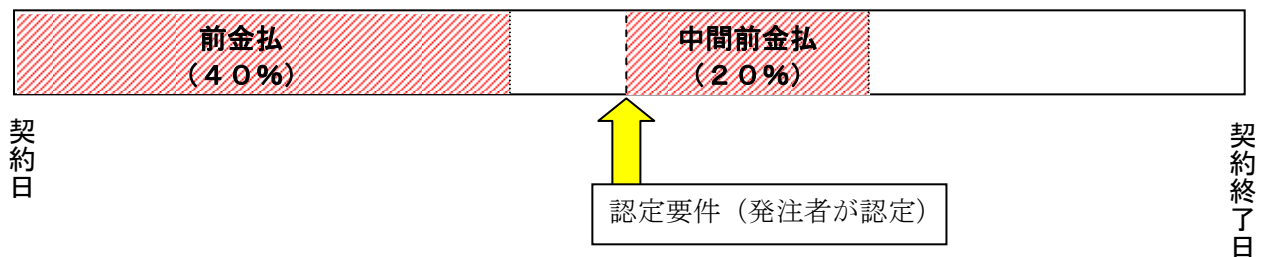
記

1. 中間前金払制度とは

現在、明石市及び明石市水道部が発注する設計金額が300万円以上の工事について、その請負代金額の10分の4以内において前金払を実施しています。

今回導入する中間前金払制度とは、工事の中間段階で一定の認定要件を満たしている場合において、当初の前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内の前金払を行うものです。

なお、中間前金払については、当初の前金払と同様に公共工事前払金保証事業会社の保証が必要となりますが、部分払と比べて、出来高検査を受ける必要がないため、手続きが容易であり、支払が早いことが特徴です。



2. 対象となる工事

明石市及び明石市水道部が発注する、設計金額が1件300万円以上の建設工事

3. 中間前金払の額

請負代金額の10分の2以内 (限度額：1億円)

※当初の前金払とあわせて請負代金額の10分の6を超えることはできない。

※債務負担行為等の複数年にまたがる契約は、各会計年度における出来高予定額の10分の2以内

4. 認定要件

当初の前払金を受領していることを前提として、以下の全ての条件を満たしていることについて認定を受ける必要があります。

①工期の2分の1 (債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の2分

の1。以下同じ。)を経過していること。

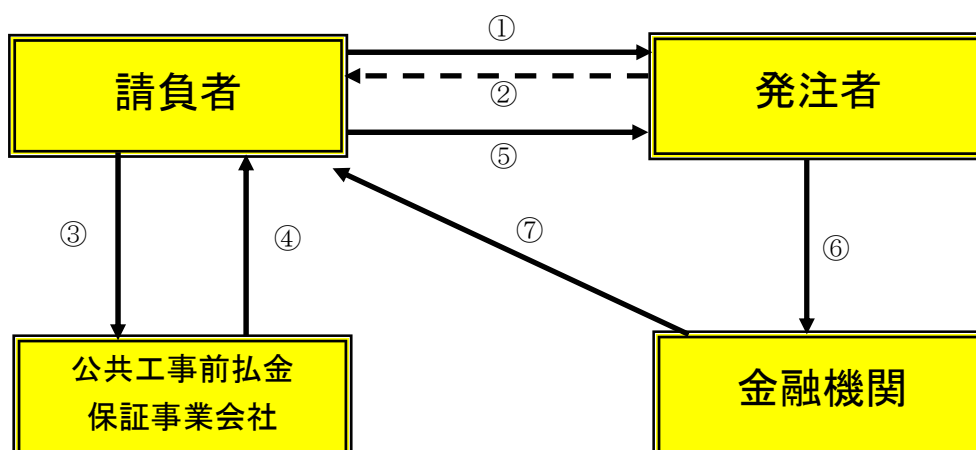
②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が完了していること。

③出来高相当額が請負代金額の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の金額に相当するものであること。

4. 部分払との併用

部分払と併用することができます。ただし、部分払の支払を受けた後に中間前金払を受けることはできません。

5. 手続きの流れ



①請負者が、別添基準の「中間前金払認定請求書（様式第1号）」及び「工事履行報告書（様式第2号）」を発注者（予算主管課）に提出する。

②発注者（工事主管課）が認定要件を確認し、要件を満たしていることが確認できれば「中間前金払認定調書（様式第3号）」を請負者に交付する。

③請負者は、「中間前金払認定調書」を添えて公共工事前払金保証事業会社に中間前払金保証を申し込む。

④公共工事前払金保証事業会社は、認定調書の内容を確認後、請負者と中間前払金保証契約を締結し、中間前払金保証証書を発行する。

⑤請負者は、中間前払金保証証書を添えて、発注者（予算主管課）に中間前払金の支払を請求する。

⑥発注者は、請負者の指定する金融機関の口座に中間前払金を振り込む。

⑦払出

6. 施行日

平成21年7月1日（この日以降に公告する案件から適用します。）

※この施行日において当該工事が完成していないもの（施行日が属する会計年度において、既に部分払を行っているものを除く。）については、変更契約を締結することにより、中間前金払を行うことができることとします。

お問い合わせ先：明石市財務部契約課

TEL：(078) 918-5012

FAX：(078) 918-5153